

**【文書名】**

- 親子カウンセリング実施要領について

(令和5年4月6日付け香人少第27号)

**【概要】**

非行少年、被害少年等及びその保護者に対して面接調査等を行い、問題行動の早期解決を図るために定もである。

主な内容は、親子カウンセリングの実施要領、親子カウンセリングの結果の活用、カウンセリングアドバイザーの職務等である。